

坂本重雄所員の急逝を悼む

古川 純（社会科学研究所所長）

坂本重雄所員には、本年4月29日、全く突然のことではありますが（虚血性心臓疾患）、急逝されました。ここに社研を代表して、謹んで追悼の文章を掲載させていただきます。

私は、急逝される2日前の27日（金）に10Fの研究室受付内のソファーに坂本先生と向かい合わせにすわって、いつものように社研の春季調査旅行のあれこれの場面についてお話をし、月報への寄稿を申し込まれている先生に5月末といわず6月に入ってでもぜひとも寄稿を、とお願いしました。調査旅行中の写真の焼き増しが遅れていた私は、研修期間終了後にでも先生に写真をお渡ししたいとも申し上げました。

坂本先生は、今回の大連の弁護士事務所訪問と人民法院訪問をだれよりも期待されており、両方の訪問先で熱心にご専門の関心から質問をされました。その姿勢は、2年前の99年社研春季調査で香港・深圳で日本からの進出企業見学をご一緒したときと同じものでした。労働法と社会保障法という現代中国にとっても大きく変化せざるを得ない法の問題を核心を突くような質問でズバリとお聞きになっておられました。坂本先生は99年春季調査後の月報に、『『安価な労働力』と福利厚生費の行方』を寄稿され、96年3月のNHKスペシャル「突然の撤退勧告―日中合弁企業の11年」を引用されながら、「三項費用」（養老費用、住宅費用、失業保険）の負担を社会保険へ移行することで解決しようとしている中国の試行錯誤を論じておられます。99年調査からの帰国後に「いろいろ勉強を始めようと思ひましてね」と例の声で10Fで話されたことを思い出します。

今回の企画で、大連の文柳山律師事務所を訪問した際には、坂本先生は特に労働事件が専門である車弁護士に質問をされました。私のメモ・ノートによると、大連進出の日本企業と中国人労働者との間の労働紛争について、日本国内の場合には企業によるリストラに対して裁判費用がかかりすぎることを理由に組合の交渉によることが多いが、中国の場合はどうか、と質問されました。これに対して車弁護士は、中国では労働仲裁は安い費用（100～200元）で行うことができ、また仲裁に不満であれば裁判に持ち込むことができると答えました。裁判にかかる時間に関する質問では車弁護士は、簡単な事件ならば3ヵ月、複雑な事件になると6ヵ月、特別な事件では1年になることもあるがこれはきわめて少ない、と説明されました。中級人民法院訪問では、再び私の不完全なメモ・ノートによると、①裁判所が扱う事件では何の事件が多くなっているか、②労働者の解雇事件や日本企業で働く中国人の労働事件は増加しているのか、の2問を質問されました。都副院長は、①について、大連は社会秩序はよいほうなので経済発

展がなされている、刑事よりも民事事件が多いが、発展に連れてトラブルが多くなるのは当然だ、と答えられました。②については、トラブルは当然ある、経済開発区の法院で勤務した経験があるが、日本人総経理と中国人の間のトラブルは多くは協商で解決され法院にまで提訴されるケースは少ない、中国は法律によって中国社会の利益を保護しなければならないが、大連への企業誘致に役立つよう日本企業の合法的な権力も守らなければならない、と答えられました。

以上から坂本先生がどのようなご報告を月報に寄稿されようとしたのかはわかりませんが、今回の調査後の先生の新たな「勉強」がどのようなものであったのか、想像しながらなんとか継承する努力をしてみたいと思っています。

坂本先生、社研の今後の発展を天上からお見守りください。

合掌



坂本重雄 所員—大連・海浜公園での休憩